

目 次  
第1号（11月24日）

告 示 .....	1
応招議員 .....	1
議事日程 .....	2
本日の会議に付した事件 .....	3
出席議員 .....	4
欠席議員 .....	4
事務局職員出席者 .....	4
説明のため出席した者の職氏名 .....	4
開 会 .....	4
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
町長所信表明 .....	6
津和野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について .....	11
町長提出第112号議案 .....	12
町長提出第113号議案 .....	15
町長提出第114号議案 .....	16
町長提出第115号議案 .....	16
町長提出第116号議案 .....	16
町長提出第117号議案 .....	22
町長提出第118号議案 .....	24
町長提出第119号議案 .....	26
町長提出第120号議案 .....	26
町長提出第121号議案 .....	26
町長提出第122号議案 .....	26
町長提出第123号議案 .....	26
町長提出第124号議案 .....	26
町長提出第125号議案 .....	26
町長提出第126号議案 .....	26
町長提出第127号議案 .....	26
町長提出第128号議案 .....	26
町長提出第129号議案 .....	26
閉 会 .....	36
署 名 .....	37

津和野町告示第 82 号

平成 29 年第 8 回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

平成 29 年 11 月 17 日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成 29 年 11 月 24 日
- 2 場 所 津和野町役場日原第 2 庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

後山 幸次君	川田 剛君
米澤 宥文君	岡田 克也君
草田 吉丸君	丁 泰仁君
寺戸 昌子君	御手洗 剛君
三浦 英治君	京村まゆみ君
板垣 敬司君	沖田 守君

---

○応招しなかった議員

---

---

平成 29 年 第 8 回 (臨時) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 29 年 11 月 24 日 (金曜日)

---

議事日程 (第 1 号)

平成 29 年 11 月 24 日 午前 9 時 00 分開

会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長所信表明
- 日程第 4 津和野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第 5 町長提出第 112 号議案 津和野町副町長の選任について
- 日程第 6 町長提出第 113 号議案 津和野町監査委員の選任について
- 日程第 7 町長提出第 114 号議案 津和野町教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 町長提出第 115 号議案 津和野町教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 町長提出第 116 号議案 津和野町教育委員会委員の任命について

- 日程第 10 町長提出第 117 号議案 林地台帳整備に係る航空レーザ計測及び森林資源解析調査等業務委託契約の締結について
- 日程第 11 町長提出第 118 号議案 農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする事について
- 追加日程第 1 町長提出第 119 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 2 町長提出第 120 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 3 町長提出第 121 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 4 町長提出第 122 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 5 町長提出第 123 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 6 町長提出第 124 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 7 町長提出第 125 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 8 町長提出第 126 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 9 町長提出第 127 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 10 町長提出第 128 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 11 町長提出第 129 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長所信表明
- 日程第 4 津和野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第 5 町長提出第 112 号議案 津和野町副町長の選任について
- 日程第 6 町長提出第 113 号議案 津和野町監査委員の選任について
- 日程第 7 町長提出第 114 号議案 津和野町教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 町長提出第 115 号議案 津和野町教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 町長提出第 116 号議案 津和野町教育委員会委員の任命について
- 日程第 10 町長提出第 117 号議案 林地台帳整備に係る航空レーザ計測及び森林資源解析調査等業務委託契約の締結について
- 日程第 11 町長提出第 118 号議案 農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする事について
- 追加日程第 1 町長提出第 119 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 2 町長提出第 120 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 3 町長提出第 121 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 4 町長提出第 122 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 5 町長提出第 123 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 6 町長提出第 124 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について

- 追加日程第 7 町長提出第 125 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について  
追加日程第 8 町長提出第 126 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について  
追加日程第 9 町長提出第 127 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について  
追加日程第 10 町長提出第 128 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について  
追加日程第 11 町長提出第 129 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について

---

出席議員（12 名）

1 番	後山 幸次君	2 番	川田 剛君
3 番	米澤 宥文君	4 番	岡田 克也君
5 番	草田 吉丸君	6 番	丁 泰仁君
7 番	寺戸 昌子君	8 番	御手洗 剛君
9 番	三浦 英治君	10 番	京村まゆみ君
11 番	板垣 敬司君	12 番	沖田 守君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	吉田 智幸君	健康福祉課長	土井 泰一君
医療対策課長	下森 定君	農林課長	久保 睦夫君
商工観光課長	藤山 宏君	環境生活課長	和田 京三君
建設課長	木村 厚雄君	教育次長	渡邊 寛夫君
会計管理者	竹内 誠君		

---

午前 9 時 00 分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。

実は、先般上京してまいりましたが、その第一の目的は、今年度、地方自治法施行 70 周年記念式典というのが、東京国際フォーラムで開催をされました。全国北海道から九州・沖縄に至るまで 5,000 人を超える各県知事、県議会議長、各市町村長、市町村議会議長等々で開催をされました。天皇皇后両陛下の御臨席を仰いだ中で盛大に開催

されたわけでありまして。町長も、もちろん同席でありましたが、感慨深いものもございました。内閣総理大臣をはじめ、衆参両議長の来賓御挨拶等々ありまして、時間的には1時間程度で終わったわけでありまして、そのような式典に参加をしましてまいりました。

なお、全国議長会が22日に、これはNHKホールで、毎年恒例のごとく開催されるわけでありまして、これにも参加をして、さまざまな諸要望、決議等をして、そして政府・与党に陳情等々やってというような会合に出席をしましてまいりました。

本日は平成29年第8回の津和野町議会臨時会が招集されました。議員各位にはおそろいで御出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名全員であります。定足数に達しておりますので、平成29年第8回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、1番、後山幸次君、2番、川田剛君を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

### 日程第3. 町長所信表明

○議長（沖田 守君） 日程第3、町長所信表明ということで、さきの町長選挙で見事3選を果たされた下森町長から、ただいまから町長の所信表明を受けることとしたいと思っております。町長、お願いいたします。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日は臨時議会の招集をお願いいたしましたところ、皆様方にはおそろいで御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから、町長としての所信表明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

津和野町長として、3期目がスタートいたしました。このたびの町長選挙に当たり、多くの皆様方の御支持と御支援を頂戴いたしましたことに、まずもって心から御礼を申し上げます。

平成25年7月に本町を襲った豪雨は甚大な被害をもたらし、これまでの4年間は災害復旧に全力を傾ける日々でありました。この間、多くの町民の皆様には御心配や御不便をおかけしてまいりましたこと、改めておわび申し上げますとともに、復旧事業へ深い御理解と御協力をいただきましたことに、心から御礼を申し上げます。

行政の最大の使命は、町民の安心安全な生活を実現することであり、防災、減災の強化は最優先であります。災害復旧事業と並行して防災行政無線の設置、自治会やまちづくり委員会と連携した防災訓練の実施、地域提案型事業による地域自主防災の取り組み支援、災害対応マニュアルの見直しなどを行ってまいりました。町長は災害対策の本部長として、町民の生命、財産を守る最大の責任を負っております。平成25年豪雨災害を重要な経験として、今後の防災、減災力の強化に生かしてまいりたいと考えております。

なお、一部事業において、未完成の被災地が残されております。町といたしましても、県と協力をし、一日も早い完成に向けて今後も努力してまいりますこととお誓い申し上げます。

一方で、全国の自治体においては人口減少対策、いわゆる地方創生の取り組みが強力に進められており、こうした中で本町は豪雨災害の復旧に、人、物、金を優先的に投じていかなければならない大きなハンデを負ってまいりましたが、復旧事業の終了を契機として、まちづくりの再スタートを切ります。

人口減少対策として基本となるのは、町民の皆様が安心して、健康で、いつまでも本町において暮らすことのできる福祉であると考えており、高齢者の方々のきめ細かい福祉事業や子育て世代の支援策を、これまで以上に進めていく必要性を感じております。その上で、産業振興をはじめとする雇用の場の確保とともに道路改良や水道施設整備、CATV改修などの生活基盤整備を着実に行ってまいりたいと思います。

まず、福祉につきましては、高齢化率の上昇に伴って独居や高齢者世帯が増加する中で、高齢者の生活の不便を解消する施策が重要となってまいります。現在、買い物支援や見守り対策事業の実証実験に取り組んでおりますが、確実に本格実施に移行できるよう努めるとともに、今後も社会福祉協議会や老人クラブ、シルバー人材センター等との連携を図りながら、きめの細かい福祉事業を進めてまいりたいと思います。

本年4月から障害者福祉センターが開設し、本町が障がい者福祉を進めていく上での重要な一歩を踏み出したと認めております。つわの清流会やはなみずきの会等とのコミュニケーションを積極的に図り、安定的な運営が展開されるよう連携を図りながら障がい者福祉施策を展開してまいります。

若い世代の子育て支援につきましては、まだまだ十分とは言えないながら、厳しい財政状況のもとで医療費の無料化や保育料の軽減など、可能な限り実施をしてまいりました。本年より、20代、30代の子育て世代の女性で組織する女性会議を結成いたしま

したので、そこでの御意見を参考にするなどしながら、子育て世帯が抱える課題など、実情に即した効果的な支援策を進めてまいります。

医療については、重要な課題でありました、医師、看護師等の医療従事者の確保について、島根大学や石見高等看護学院への地域枠推薦による入学制度や奨学金制度等のこれまでの取り組みの成果により、少しずつ改善をしてきております。

しかしながら、医師については、退職者も一方で出る中において、お一人お一人の負担が十分に軽減されている状況にはなく、津和野町の医療を守る尊い御意志に支えられております。町民の皆様が安心して健康で本町で暮らしていただけるためには、医療の安定的な継続が基盤となることは言うまでもなく、そのための方策として地域包括ケアシステムの一層の推進と、医療法人橋井堂が効率的な運営を行っていただくための体制の整備を、密接な連携のもと進めてまいりたいと考えております。

あわせて、介護職従事者の不足に対しても対策を講じてまいります。

次に、住環境の整備については、引き続き、つわの暮らし推進住宅や空き家を活用した事業等について、財政状況を鑑みながら着実に行ってまいりたいと考えております。

なお、これらを実施する上では、実質公債費比率等の財政指標への影響を軽減するため、民間資金を活用したPFI方式の導入を実現させるよう努力してまいります。また、既存の町営住宅の改修についても計画的に進めてまいります。

次に、仕事の確保に通じる産業振興につきましては、まず商工業対策として、町内企業、事業者の個別の課題や悩みの解決の支援策として、個別商業包括的支援事業を創設し対応してまいりました。

また、これからの時代において、あらゆる業種に共通して必要なる、と確信をしております情報技術を、町内の企業や事業者に身につけ、御商売へ役立てていただくための支援を2年前より、東京より本町へ進出していただいているIT系の誘致企業に御協力をいただきながら行っているところであり、今後もさらにこの取り組みを推進してまいりたいと考えております。

また、本年、本町では、中小企業、小規模企業を応援する振興条例を策定いたしました。この条例が絵に描いた餅にならぬよう、具体策を商工会と連携し進めてまいります。

なお、現在、日原郵便局横の空き家の改修と隣接地における図書館等の建設を中心とした賑わい創出事業に取り組んでおります。将来的には交流人口の増加という目的も有しておりますが、まずは老若男女、あらゆる世代の町民の皆様気軽に訪れていただき、美しい高津川のほとりで町のことや子育てのことなど、楽しく集い、語り合い、津和野町での暮らしを楽しむ拠点として活用してまいりたいと考えております。

次に、ここ数年、本町で農林業を志す若いUIターン者がふえてきており、それぞれの集落を維持していくための後継者として大きな期待を寄せております。農林業を取り巻く厳しい環境の中で、そうした貴重な人材が本町で自立をしていただくよう、これまで同様にしっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

そして、本町の重要な産業である観光についてであります。

一昨年に文化庁が創設をした日本遺産に、津和野町が認定を受けました。第1号として栄誉ある認定を受けたことは、文化庁との深い関係を本町が築いてきた大きな成果であると思っております。文化庁や観光庁は2,000万人を突破した外国人観光客を、2030年までに6,000万人への目標を立てており、その達成手段として日本遺産を活用することを明確に打ち出しております。こうした流れと、本町が築いてきた国とのパイプを今後も活かしながら、観光振興に取り組んでまいります。

そのためにも、本町の観光資源となっている歴史文化財産と町並み景観の整備を怠るわけにはまいりませんが、このたび亀井家墓所並びに永明寺が国の史跡指定を受けることになりましたことは、豊富な歴史文化財の価値を高める上でも重要な慶事と喜んでおります。国交省より認定をいただいた歴史的風致維持向上計画と、文化庁より認定を受けた重要伝統建造物群保存地区計画を活用するなどし、町財政への負担を極力軽減することに意識を傾注しながら、計画的に本町がもつすばらしい財産の磨き上げをしてまいりたいと考えております。

企業誘致につきましては、これまで東京、大阪より、2社のIT企業に進出をいただき、新たな雇用を生んでおります。このたび計画をしているCATV改修事業により、他の自治体と比較しておくれをとっていた通信環境機能が改善されますので、今後、さらなるIT系企業の誘致に取り組むとともに、進出企業への就職を促すための人材養成事業を展開してまいります。

あわせて、益田圏域内において有効求人倍率が2倍を超えている状況を考慮し、町民やUIターンの方々が地場企業へ就職をしていただく仕組みづくりを模索してまいりたいと考えております。

最後に、教育についてであります。藩校養老館に代表される津和野町の教育は、その歴史においてすばらしい人材を数多く輩出してまいりました。それは学問の優秀さということにとどまらず、日本の未来に影響を与えた人間力を持った人材を輩出してきたとも思っております。

これまで公営塾の開始による学力の向上や、芸術士の登用による感性を磨く教育の展開等、本町独自の取り組みを進めてまいりましたが、今後も教育魅力化のための人材を増強するなどし、幼児から小中、高校までの、本町ならではの教育を充実してまいりたいと思っております。

以上、主要な施策について考えを述べてまいりましたが、これらさまざまなまちづくり事業を進めていく上では財源の確保が重要となります。

こうした中、現在計画をしておりますCATVの改修は17億円を超える事業費を見込んでおりますが、99%の世帯が加入されている町民の皆様へ、今後もテレビ放送を継続していくためには、避けて通れない事業でございます。総務省補助金は、来年度において、全国の自治体からのニーズが一層高まる見込みであり、その獲得は今年度より



もさらに厳しさが予測されるものの、できるだけ町財政への負担を軽減するよう努めてまいります。

もう一つの喫緊の課題として、庁舎の耐震化を計画しております。本庁舎、津和野庁舎ともに、災害時に町民の生命、財産を守る機能を有する施設として、耐震化は避けて通れません。現庁舎の改修や他の耐震基準を満たした施設への移転など、極力、事業費を抑制できる方法を優先的に検討しながら、町民の皆様からの期待に応えられるまちづくりの財源の確保を行ってまいりたいと考えております。

あわせて、合併以来進めてまいりました行財政改革につきまして、災害復旧にプラスして、今後予定される大きな事業が控える中、厳しい財政状況を乗り越える上では、さらに改革を断行していかなければならないと考えております。

平成18年度から平成27年度に至る第1次及び第2次の行財政改革大綱実施計画及び集中改革プランに基づき、職員数の削減や公債費負担の抑制、事務事業の見直しなどによる歳出の削減に努めるとともに、一方で税の収納率を向上させるなどして、歳入の確保を行うなどしながら、厳しい改革を行ってまいりました。

現在、第3次の行財政改革大綱実施計画を策定しており、改革の、のり代が少なくなっている中ではありますが、災害復旧のため中断しておりました行政評価制度を並行して導入するなどしながら、より一層の改革に挑戦をしてみたいと考えております。

津和野町が目指すまちづくりの道しるべは津和野町総合振興計画であり、「人と自然に育まれ、ぬくもりのある交流のまちづくり」を進めてまいります。その柱の一つでもある協働のまちづくりは目標実現の成否を握ると重要視しております。町内各地区の課題の解決や、活性化を目的として実施したまちづくり委員会制度と、地域提案型助成事業は、これまでの検証をもとに改善を図りながら、さらに効果的な事業へと昇華させるよう、町民の皆様とともに取り組みを進めてまいります。

最後に、将来へ負担を残さないよう留意しながら、現在の津和野町をよりよくしていくために、財政とまちづくりとのバランスのとれた町政運営のかじ取りは困難を伴うものと、その大きな責任を感じておりますが、2期8年の経験と培ってきた財産を生かしながら、強い情熱と志を持ち続け、先頭に立って、津和野町をさらに前へ進めてまいりたいと決意をしております。

今後も町民の皆様との対話を重視し、謙虚に耳を傾けながら町政運営を行ってまいりますので、町議会の皆様にはより一層の御指導をお願いいたしますとともに、町民の皆様方の御理解と御支援をよろしくお願いを申し上げまして、3期目に当たりましての所信表明とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。これから迎える4年間、極めて厳しい状況の中で、特に本町としては、かなり大きな財源を伴う事業の計画であります。町長におかれては、陣頭指揮に立って、ぜひとも精力的に事業を展開していただきたい、施策を講じていただきたい、かようにお願いを申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

---

#### 日程第4. 津和野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（沖田 守君） 日程第4、津和野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、選挙管理委員には、山下淳君、大羽博君、森元眞君、大庭洋子君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山下淳君、大羽博君、森元眞君、大庭洋子君が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員の補充員には、井筒一洋君、大庭次雄君、桜井幹雄君、廣石洋子君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人を定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました井筒一洋君、大庭次雄君、桜井幹雄君、廣石洋子君が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りをいたします。補充の順序は、ただいま指名いたしました順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、補充の順序はただいま指名した順序に決定しました。

---

## 日程第5. 議案第112号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第112号津和野町副町長の選任についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。（町長所信表明時の演台の撤収の為）

午前9時23分休憩

.....  
午前9時25分再開

○議長（沖田 守君） 休憩を解き、会議を続けます。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 今臨時議会に提案をいたします案件は、人事案件10件、契約案件1件の合計11案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議案第112号津和野町副町長の選任についてでございますが、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

副町長としてお願いをいたしたいのは、住所、津和野町森村口98番地4、氏名、島田賢司、生年月日、昭和34年8月2日、58歳でございます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第112号を採決します。この採決は無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（沖田 守君） ただいまの出席議員は12名であります。議長を除きますので11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、寺戸昌子君、6番、丁泰仁君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（沖田 守君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載の上、投票願います。なお、投票における表決において賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（沖田 守君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。7番、寺戸昌子君、6番、丁泰仁君、立会をお願いします。

〔開票〕

○議長（沖田 守君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票であります。これは先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち賛成11、反対ゼロ票であります。以上のとおり、全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

---

### 日程第6. 議案第113号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第113号津和野町監査委員の選任についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第113号津和野町監査委員の選任についてでございますが、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

監査委員としてお願いしたいのは、住所、津和野町高峯1000番地2、氏名、水津正、生年月日、昭和23年2月5日、69歳でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、これで質疑を終結します。  
これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第113号を採決します。この採決は無記名投票をもって行います。  
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（沖田 守君） ただいまの出席議員は11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、  
草田吉丸君、4番、岡田克也君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（沖田 守君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は  
反対と記載の上、投票願います。なお、投票における表決において賛否を表明しない  
投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなす  
ことになっております。

投票用紙の漏れ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（沖田 守君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。5番、草田吉丸君、4番、岡田克也君の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（沖田 守君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票であります。これは先ほどの出席議員数と符合しております。そのう  
ち賛成11票、反対ゼロ票であります。以上のとおり、全員賛成であります。よって、  
本案は原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第7. 議案第114号

日程第8. 議案第115号

日程第9. 議案第116号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第114号津和野町教育委員会委員の任命についてより、日程第9、議案第116号津和野町教育委員会委員の任命についてまで、以上3案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第114号津和野町教育委員会委員の任命についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

教育委員としてお願いをしたいのは、住所、津和野町枕瀬465番地3、氏名、前田宏、生年月日、昭和33年5月25日、59歳でございます。

続いて、議案第115号津和野町教育委員会委員の任命についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

教育委員として同じくお願いしたいのは、住所、津和野町後田口293番地、氏名、玉谷清、生年月日、昭和24年8月27日、68歳でございます。

続いて、議案第116号津和野町教育委員会委員の任命についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

教育委員としてお願いをしたいのは、住所、津和野町後田イ237番地、氏名、宅野美紀、生年月日、昭和43年3月15日、49歳でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

議案第114号津和野町教育委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第114号を採決します。この採決は無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（沖田 守君） ただいまの出席議員は11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、3番、米澤宥文君、2番、川田剛君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（沖田 守君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載の上、投票願います。なお、投票における表決において賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（沖田 守君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 開票を行います。3番、米澤宥文君、2番、川田剛君の立会をお願いします。

〔開票〕

○議長（沖田 守君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票であります。これは先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち賛成11、反対0票であります。以上のとおり全員賛成であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（沖田 守君） 続いて議案第115号津和野町教育委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第115号を採決します。この採決は無記名投票をもって行います。  
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（沖田 守君） 次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により1番、後山幸次君、11番、板垣敬司君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（沖田 守君） 念のため、申し上げます。本案は、賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載の上、投票願います。なお、投票における表決において賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により反対とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（沖田 守君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。1番、後山幸次君、11番、板垣敬司君の立会をお願いします。

〔開票〕

○議長（沖田 守君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票であります。これは、先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち賛成11票、反対ゼロ票であります。以上のとおり、全員賛成であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（沖田 守君） 続いて、議案第116号津和野町教育委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。ありませんか。11番、板垣敬司君。



○議員（11番 板垣 敬司君） せっかくの機会でございますので、宅野様の経歴をお聞かせいただければと思います。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） [教育次長説明]

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） ありませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第116号を採決します。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（沖田 守君） 次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、10番、京村まゆみ君、9番、三浦英治君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（沖田 守君） 念のため、申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載の上、投票願います。

なお、投票における表決において賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により反対とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（沖田 守君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

[議員投票]

○議長（沖田 守君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。10番、京村まゆみ君、9番、三浦英治君の立会をお願いします。

[開票]

○議長（沖田 守君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票であります。これは、先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち賛成11票、反対ゼロ票であります。以上のとおり、全員賛成であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

---

#### 日程第10. 議案第117号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第117号林地台帳整備に係る航空レーザ計測及び森林資源解析調査等業務委託契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第117号でございますが、林地台帳整備に係る航空レーザ計測及び森林資源解析調査等業務委託契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、議案第117号について説明を申し上げます。

委託業務名でございますが、林地台帳整備に係る航空レーザ計測及び森林資源解析調査等業務でございます。

契約の方法につきましては、提案競技（プロポーザルによる企画提案、プレゼンテーション）になっております。このプレゼンテーションを行った日時であります。10月25日に行っております。全国で5社、この計測が行われるであろうという会社がありましたが、本町のほうで指名審査願が出されておいた会社が3社でありました。その3社はアジア航測株式会社、株式会社パスコ、国際航業株式会社の3社でございましたので、3社によりプロポーザルを行っております。審査員は町長、副町長、それから建設課長、環境生活課長、私、農林課長の5名でございます。厳正なる審査を行った結果、最も得点が高かったのがアジア航測株式会社でございました。

契約の金額につきましては、アジア航測株式会社が提示しました8,532万円という額でございます。これは、プロポーザルのときに提案しました金額が9,450万でありましたが、90%以下及びこの金額を超える金額の提示につきましては失格となるということで審査を行っております。この90%から100%までの金額は全ての会社が提示しておりましたが、アジア航測株式会社が一番低い数字で8,532万円という金額になっております。

履行の期間であります。議会の議決のあった日の翌日から平成30年3月30日までの間ということになっております。

契約の相手方は、島根県出雲市今市町北本町1丁目1番地3のアジア航測株式会社出雲営業所所長吉村方男でございます。

裏面を見ていただきますと資料がございます。仮契約書でございます。契約金額は8,532万円、契約保証金のほうは853万2,000円となっております。契約日は11月17日となっております。

よろしく申し上げます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。——ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第117号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第117号林地台帳整備に係る航空レーザ計測及び森林資源解析調査等業務委託契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11. 議案第118号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第118号農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするについてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第118号でございます。農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするについてでございますが、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしく願い申し上げます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、議案第118号につきまして説明申し上げます。

これは、新しい農業委員会法に伴いまして、農業委員の過半数を認定農業者等または認定農業者等に準ずる者というものがあるわけですが、法律に書いてありますのは認定農業者が過半数を超えることとなっておりますが、資料のほうをごらんください。ここに、上から6行目になりますが、「しかし、当該農業委員会の区域内の認定農業者の数が農業委員の定数の8倍を下回る場合は、議会の同意を得ることにより、農業委員の過半数を認定農業者等又は農業委員会等に関する法律の者とすることができるとされています」とあります。

これから農業委員の任命の提案をするわけですが、その中には認定農業者が3名おります。しかし、3名では過半数に足りませんので、認定農業者等に準ずる者という者が3名以上いなければならないとなっております。その認定農業者等に準ずる者というのが下に掲げてありますが、「認定農業者等であった者、認定農業者の行う耕作または養蓄の事業に従事し」というような、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌまであります。

その要件に満たす者であれば認定農業者等に準ずる者ということになりまして、後々提案します中には、この準ずる者の数が3ございまして、認定農業者と合計しますと6名、11名の農業委員会のうち、認定農業者等及び認定農業者等に準ずる者が6名となりまして過半数を超えるということで、このことを議会のほうで承認いただいた後に、農業委員会の任命についての提案をさせていただこうと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第118号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第118号農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするについては原案のとおり可決されました。

議案第118号が可決されたことによりまして、今臨時会に付議されました11件の津和野町農業委員会委員の任命についてを日程に追加し、追加日程第1から第11までとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、津和野町農業委員会委員の任命について、議案第119号から議案第129号を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

ここで、10時15分まで休憩といたします。

午前10時07分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

- 
- 追加日程第1. 議案第119号
  - 追加日程第2. 議案第120号
  - 追加日程第3. 議案第121号
  - 追加日程第4. 議案第122号
  - 追加日程第5. 議案第123号
  - 追加日程第6. 議案第124号
  - 追加日程第7. 議案第125号
  - 追加日程第8. 議案第126号
  - 追加日程第9. 議案第127号
  - 追加日程第10. 議案第128号
  - 追加日程第11. 議案第129号

○議長（沖田 守君） 追加日程第1、議案第119号津和野町農業委員会委員の任命についてより、追加日程第11、議案第129号津和野町農業委員会委員の任命についてまで、以上11案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

なお、最初に申し上げます。この11議案の採決については、人事案件ではありますが、起立によるものと議会運営委員会で決定をしております。

それでは、執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第119号津和野町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、津和野町長福797番地、氏名、林靖登、生年月日、昭和36年2月16日、56歳でございます。

続いて、議案第120号津和野町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、津和野町吹野59番地、氏名、佐山覺、生年月日、昭和22年12月23日、69歳でございます。

議案第121号津和野町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、津和野町部栄340番地1、氏名、渡邊幸恵、生年月日、昭和57年5月7日、35歳でございます。

議案第122号津和野町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、津和野町高峯269番地3、氏名、堀憲隆、生年月日、昭和22年10月14日、70歳でございます。

続きまして、議案第123号津和野町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、津和野町中座口21番地23、氏名、宮藤敏典、生年月日、昭和35年11月15日、57歳でございます。

議案第124号津和野町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、津和野町直地76番地2、氏名、吉田茂、生年月日、昭和46年1月30日、46歳でございます。

議案第125号津和野町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、津和野町左鏡945番地2、氏名、上田徳美、生年月日、昭和18年5月26日、74歳でございます。

続いて、議案第126号津和野町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、津和野町相撲ヶ原1068番地、氏名、中岡隆幸、生年月日、昭和28年3月1日、64歳でございます。

議案第127号津和野町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、津和野町池村1123番地3、氏名、原田文雄、生年月日、昭和24年5月1日、68歳でございます。

議案第128号津和野町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、津和野町溪村381番地1、氏名、柳井良仁、生年月日、昭和23年1月19日、69歳でございます。

続きまして、議案第129号津和野町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、津和野町森村ハ10番地内2、氏名、大庭知子、生年月日、昭和23年9月6日、69歳でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

議案第119号津和野町農業委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） この町長提出第119号議案から129号議案までで、新任の方はどの方でしょう。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 新任の方は吉田茂さん、それから中岡隆幸さん、それから大庭知子さん、以上です。3名です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） この119号から129号までの方で、認定農業者の方と認定農業者に準ずる方というのをお知らせいただいたらと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） まず、認定農業者の方ですが、吉田茂さん、それから佐山さん、それから宮藤さんの3名であります。準ずる方につきましては原田文雄さん、農事組合法人の役員をしておるということで準ずる方、それから林靖登さん、この方も農事組合法人等の役員をしておるので準ずる方、それから渡邊幸恵さん、この方は新規就農者ということで認定農業者等に準ずる方ということになっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第119号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第119号津和野町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

議案第120号津和野町農業委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑ないようであります。終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第120号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第120号津和野町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

議案第121号津和野町農業委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第121号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第121号津和野町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

議案第122号津和野町農業委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。  
これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第122号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第122号津和野町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

議案第123号津和野町農業委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。  
これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第123号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第123号津和野町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

議案第124号津和野町農業委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。  
これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第124号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第124号津和野町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

議案第125号津和野町農業委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第125号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第125号津和野町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

議案第126号津和野町農業委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第126号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第126号津和野町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

議案第127号津和野町農業委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第127号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第127号津和野町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

議案第128号津和野町農業委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第128号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第128号津和野町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

議案第129号津和野町農業委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第129号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第129号津和野町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

ここで、先ほど副町長人事で副町長に再び任命をされました島田副町長から挨拶をいただきたいと思います。副町長。

○副町長（島田 賢司君） それでは、お疲れのところとは思いますが、一言御挨拶をさせていただきます。

先ほどは議員の皆様方には御同意をいただきまして、まことにありがとうございました。再度、副町長として仕事をさせていただくことになりましたが、私自身、大変身に余る光栄だと思っておりますし、責任の重さに改めて身が引き締まる思いでもございます。

この4年間、下森町長のもとで副町長として職員と一緒にまちづくりに携わることができましたことは、大変貴重な経験をさせていただいたと感謝をしているところでもございます。現在、津和野町も地方創生の流れに沿って事業を展開しておりますが、これからケーブルテレビ、あるいは庁舎等、大型の事業もありますし、第2次津和野町総合振興計画の推進等々、まだまだ課題山積しております。

また、財政面におきましても、これから交付税等が減額されていく中で、大変厳しい財政運営が予想されております。

その中であって、この4年間、津和野町の将来を見越すと非常に大切な時期ではないかと自分自身認識をしているところでございます。そういう意味におきましても、今後4年間は下森町長をしっかり支えながら、職員とともに一緒に汗をかきながら、町民福祉の向上のために全力を尽くしてまいりたいと思いますので、議員の皆様方には引き続き御指導賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶にかえさせていただきます。

今後4年間、よろしく申し上げます。（拍手）

○議長（沖田 守君） ありがとうございました。ぜひとも、ひとつ下森町長を支えて、非常に厳しい状況の中ということでもありますし、特に財政規律をきちっと守りながら、財政運営に精いっぱい御努力をいただきたいと、かように思います。

そして、最後に町長から一言。明日の25日の——終わってからでいいですか。全協、終わってね。失礼しました。

---

○議長（沖田 守君） それでは、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成29年第8回津和野町議会臨時会を閉会します。

午前10時35分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員